



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2024/6/10

NO.564 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

村上民商 第48回定期総会

日時 6月11日(火)

午前10時より総会

懇親会はありません



会場

村上市生涯学習推進センター

(旧警察署跡地)

2階 大会議室

この総会では、一年間の村上民商の活動や運動を報告し、これからの運動方針等を決めます。みなさんのご参加をお願いいたします。

物価高騰などで大変な中ですが、村上民商の財政が厳しい現状になっていることから、会費の値上げをせざるを得ない状況です。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

日本年金機構から 算定基礎届が届きます

社会保険に加入している従業員の標準報酬月額を決定するために、算定基礎届が日本年金機構から該当する事業所へ6月中旬より順次届きます。
 令和6年度の算定基礎届は、7月10日(水)が提出期限です。

労働保険 変更があるときは すみやかにお知らせください

労働保険は、労働保険と雇用保険の二つを総称したものです。
 労災保険は、従業員が一人でも雇用していれば加入しなければいけません。雇用保険は、労働者の雇用形態によって加入が必要になります。
 従業員の就職や退職など、変更がある時は速やかに民商へお知らせください。

婦人部は「フードバンクむらかみ」へ品物を届けてきました

会員さんや読者の方から寄せられた食料品や日用品を阿部婦人部長が「フードバンクむらかみ」へ寄付してきました。今後も皆さまからのご協力をお願いします。

★集金時や新聞配達時にも回収可能です。お気軽にお声掛けください★



過払い金の相談も受付しています

6月の無料法律相談

日時 6月12日(水)

午前10時30分

会場

村上民商事務所

弁護士

新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 6月10日(月)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。





～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2024/6/10

NO.564 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

6月からの定額減税について

令和6年6月より、所得税3万円、住民税1万円、計4万円の定額減税が実施されます。

令和6年6月1日以後の最初に支払う給与や賞与から定額減税を行います。

例えば、毎月10日支払であれば、6月10日支払から減税していきます。

例えば4人家族の夫が納税者で、妻と子供2人を扶養している場合、1人4万円の定額減税なので、16万円が減税されます。扶養人数にも注意しましょう。

6月の給与明細書のイメージ

支給		控除	
月給	200,000	社会保険料	30,000
		雇用保険料	1,400
		所得税	0
		<u>控除前税額</u>	<u>5,000</u>
		<u>定額減税</u>	<u>▲5,000</u>
		<u>住民税</u>	<u>0</u>
		控除合計	31,400
合計	200,000	差引支給額	168,600

給与明細書には、実際に控除した所得税の記載が義務付けとなりました。
本来の所得税を記載し、「定額減税▲〇〇〇〇円」として記載しましょう。

6月分の住民税はゼロにしましょう。

※定額減税の対象外の方は、「特別徴収税額の決定通知書」に記載されている税額で、通常通りに住民税を給与から天引きします。